熊本県公報

第１３４００号
令和７年(2025年)
1月21日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　3
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　3
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　3
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　4
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　4
公　　告
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　5
○換地処分……（農地整備課）　5
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……（都市計画課）　5
登　載　依　頼
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（学校人事課）　5
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１の調達に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　6
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（　〃　）　9
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２の調達に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　10
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（　〃　）　14
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３の調達に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　14
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（　〃　）　18
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４の調達に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　19
○令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……（警察本部会計課）　22
○令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　23
○令和６年度（２０２４年度）八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……（八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会）　26
○熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格等……（警察本部運転免許課）　27
○熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施……（　〃　）　27

告　　示

熊本県告示第３１号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町島木字日本国２２５５番（次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日本国２２５５番（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３２号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町緑川字荒谷２０９９番６、２１３８番２
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒谷２０９９番６・２１３８番２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町下名連石字坪ノ内７０４番、７０９番１、７１０番１
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坪ノ内７０４番・７０９番１・７１０番１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３４号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県下益城郡美里町木早川内字香風８２番１、８３番、８３番２、８４番１、８５番

２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字香風８３番・８４番１・８５番（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３５号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字白野６９４番６、６９４番８
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字白野６９４番６・６９４番８（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３６号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県宇城市松橋町内田字七田８７９番・８８３番（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、８４０番１５、８８２番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字七田８４０番１５・８８２番（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３７号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県玉名郡和水町岩字三浦９７８番２、９８８番、１００９番、１０１１番２、１０１２番から１０１４番まで、１０１６番、１０１８番、１０２０番、１０２１番、１０２２番１、１０２３番、１０５３番、１０５５番、１０

５７番、１０５８番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三浦１０２１番・１０２２番１・１０５３番・１０５５番・１０５７番（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３８号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県水俣市市渡瀬字馬渕４１２番１から４１２番３まで、４１３番２
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬渕４１２番１・４１２番３・４１３番２（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第３９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大野字向原６２８番２
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向原６２８番２（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

熊本県公告第３５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

宇土市松山町字向野田３９４０番２の一部、同３９４１番１、同３９４１番３の一部、同４０６５番１、同４０６５番４の一部、同４０６５番５の一部及び同４０６５番６
４，９９０．８９平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市松山町３９４１
有限会社ＣＳネットワーク

熊本県公告第３６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町曲野字左近田２５４９番１、同２５５０番１、同２６６４番１、同２６６５番１、同２６６６番及び同２６６７番１並びに水路の一部
４，９４７．７０平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町１０番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第３７号

県営袈裟尾地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県公告第３８号

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２９条第１項の規定による届出があったので、同条第２項の規定により益城台地西土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県知事　木　村　敬

氏　名	住　所
西田　誠一	上益城郡益城町広崎１３３０－２
米満　武敏	熊本市東区沼山津三丁目４－３０
園川　重幸	熊本市中央区出水七丁目３番１６号
村上　秀幸	熊本市東区桜木四丁目６－１５
山田　重義	熊本市中央区大江一丁目２８－２１
株式会社　愛住宅 代表取締役社長　前田　年哉	熊本市中央区帯山三丁目１９－３

登載依頼

熊本県教育委員会告示第９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その１
２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１２号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
(1)　調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その１
(2)　予定数量
５，４１８，０９３キロワット時
(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(5)　調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その１仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)　調達期間（供給期間）
令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで
(7)　供給場所
仕様書による。（１２施設）
(8)　契約の種類
１２施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(10)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(12)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。
2　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
(3)　令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
なお、令和６年（２０２４年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
3　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで
(4)　提出先
１(4)の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
4　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間

１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）３月４日（火）まで行う。

(3)　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年（２０２５年）３月３日（月）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法

(ｱ)　日時　令和７年（２０２５年）３月４日（火）午前１０時

(ｲ)　場所　１(4)の入札担当部局

(ｳ)　入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月３日（月）（必着）までに１(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10)　入札保証金

免除する。
５　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(3) の発注・契約担当部局
６　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,418,093 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
(2) Date and Place for tender:
Date : March 4,2025, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第１０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参

加する者に必要な資格等について告示する。
令和７年（２０２５年）１月２１日
熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その２

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１３号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。
令和７年（２０２５年）１月２１日
熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
(1)　調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その２
(2)　予定数量
６，６９８，５４９キロワット時
(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4)　調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(5)　調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その２仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)　調達期間（供給期間）
令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで
(7)　供給場所
仕様書による。（１９施設）
(8)　契約の種類
１９施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(10)　入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3)　令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。

なお、令和６年（２０２４年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及

びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで

(4)　提出先
１(4) の入札担当部局

(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）３月４日（火）まで行う。

(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年（２０２５年）３月３日（月）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ)　日時　令和７年（２０２５年）３月４日（火）午前１０時
(ｲ)　場所　１(4) の入札担当部局
(ｳ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月３日（月）（必着）までに１(4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(4) の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り
(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
(10)　入札保証金
免除する。
5　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(3) の発注・契約担当部局
6　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
7　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
8　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 6,698,549 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
(2) Date and Place for tender:
Date : March 4,2025, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building

2F)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第１１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その３

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１４号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その３

(2)　予定数量

５，９４４，１５９キロワット時

(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）
郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(4)　調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(5)　調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その３仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)　調達期間（供給期間）
令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで
(7)　供給場所
仕様書による。（２６施設）
(8)　契約の種類
２６施設毎の各単価による単価契約
(9)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(10)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
(12)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
(3)　令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
なお、令和６年（２０２４年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る

再生計画認可の決定を受けていること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで
(4)　提出先
１(4)の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）３月４日（火）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年（２０２５年）３月３日(月)午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ)　日時　令和７年（２０２５年）３月４日（火）午前１０時
(ｲ)　場所　１(4)の入札担当部局
(ｳ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月３日（月）（必着）までに１(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
(4)　開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。
(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(6)　入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10)　入札保証金
免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否
要

(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3)の申出期限
イ　提出場所　１(3)の発注・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０

ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,944,159 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
(2) Date and Place for tender:
Date : March 4,2025, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第１２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その４

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１５号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県教育長　白　石　伸　一

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気　その４

(2)　予定数量

３，７９８，００５キロワット時

(3)　調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館７階）

郵便番号　８６２－８６０９　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(4)　調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

(5)　調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その４仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6)　調達期間（供給期間）

令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで

(7)　供給場所

仕様書による。（１９施設）

(8)　契約の種類

１９施設毎の各単価による単価契約

(9)　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(10)　入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(11)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和７年（２０２５年）２月４日（火）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
(3)　令和５年（２０２３年）４月１日から令和６年（２０２４年）３月３１日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
なお、令和６年（２０２４年）４月１日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が１キロワット時当たり０．４８８キログラム以下であること。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ　「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで
(4)　提出先
１(4)の入札担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等
(1)　入札仕様等に対する質問の受付期間
１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）２月１２日（水）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）３月４日（火）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年（２０２５年）３月３日(月)午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ)　日時　令和７年（２０２５年）３月４日（火）午前１０時
(ｲ)　場所　１(4)の入札担当部局
(ｳ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月３日（月）（必着）までに１(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の

表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ　有効な内訳書が添付されていない入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(4) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。

１(4) の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3) の申出期限

イ　提出場所　１(3) の発注・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

する。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号　０９６－３３３―２７１８
ファックス番号　０９６－３８３―３９１５
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
エ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 3,798,005 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
(2) Date and Place for tender:
Date : March 4,2025, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2718
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第４号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

１　競争入札に付する事項
令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託
２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
　公告の日から令和７年（２０２５年）２月３日（月）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
　入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
　(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第８号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県警察本部長　宮　内　彰　久

１　競争入札に付する事項
(1) 業務の名称
　令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託
(2) 業務に係る発注・契約担当部局
　熊本県警察本部警務部会計課施設装備室装備係（熊本県庁警察棟３階）
　郵便番号　８６２－８６１０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(3) 業務に係る入札担当部局
　熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
　郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
(4) 業務の内容
　令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）熊本県警察車両メンテナンス業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(5) 委託期間
　令和７年（２０２５年）４月１日（火）から令和９年（２０２７年）３月３１日（水）まで
(6) 履行場所
　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　熊本県警察本部警務部会計課外（仕様書のとおり）
(7) 入札方式(紙入札併用案件)
　この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
　ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
　イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
　ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(8) 入札金額
　入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。
(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
(10) 最低制限価格の設定
　この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
　次の(1) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
　なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
　公告の日から令和７年（２０２５年）２月３日（月）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
　熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
　郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
　熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法
　イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。

イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。

※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

３　入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
　この入札に参加を希望する者は、２(3) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　２(5)に係る役員等一覧

(2) 提出方法
　電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
　なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
　公告の日から令和７年（２０２５年）２月１７日（月）午後５時まで

(4) 提出先
　１(3) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
　電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間
　１(2) の発注・契約担当部局において、公告の日から令和７年（２０２５年）２月１７日（月）午後５時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説

明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）３月４日（火）まで行う。
(3) 入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年（２０２５年）３月３日（月）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
（ア）日時　令和７年（２０２５年）３月４日（火）午前１１時
（イ）場所　１(3)の入札担当部局
（ウ）入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月３日（月）（必着）までに１(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
(4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
(5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
(7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は４(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
１(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア　入札金額の総額と単価の取り違い
イ　入札金額の単位の誤り
(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
(10) 入札保証金
免除する。
５　契約について
(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
　落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
　落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4) 契約保証金
　契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
　ア　納付期限　(3) の申出期限
　イ　提出場所　１(2) の発注・契約担当部局

6　その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ
(1) 問合せ先
　ア　入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
　　熊本県警察本部警務部会計課施設装備室装備係
　　電話番号　０９６－３８１－０１１０（内線２３１４）
　　ファックス番号　０９６－３８１―９３４１
　イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
　　熊本県出納局管理調達課管理班
　　電話番号　０９６－３３３－２５８１
　　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
　ウ　入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
　　熊本県出納局管理調達課調達班
　　電話番号　０９６－３３３－２５８０
　　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
　エ　電子入札システムの操作方法に関すること。
　　くまもと県市町村電子入札コールセンター
　　電話番号　０９６－３７３－２０３２
　　ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2) 受付時間
　午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

8　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and Content of Consignment
　Consignment contract on maintenance of Kumamoto prefectural police’s vehicle
(2) Date and Place for tender
　Date: March 4th,2025,11:00a.m.
　Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
　(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
　Equipment Section, Police Accounting Section, Kumamoto Prefectural Police
　6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
　862-8610, Japan
　Phone: 096-381-0110(EXT.2314)
(4) Other
　Language: Japanese
　Currency: Japanese Yen

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第１号

令和６年度（２０２４年度）八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和７年（２０２５年）１月２１日
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1　開催日時
令和７年（２０２５年）１月２１日（火）午後７時から午後８時３０分まで

２　開催場所
　熊本県八代市西片町１６６０番地
　熊本県県南広域本部５階大会議室（八代総合庁舎５階）
３　議題等
　八代地域病院群輪番制病院の令和７年度（２０２５年度）実施計画について
　健康危機管理について
　健康危機対処計画について
４　傍聴者の定員
　５人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
　熊本県八代市西片町１６６０番地
　八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
　（熊本県八代保健所総務企画課）
　（電話０９６５－３３－３１９７）

熊本県警察本部告示第３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県警察本部長　宮内　彰久

１　競争入札に付する事項
　令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）・９年度（２０２７年度）熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託
２　入札参加資格
　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理（庁舎清掃）」に登録されている者であること。
　なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
　２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
　熊本県出納局管理調達課管理班
　郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間
　公告の日から令和７年（２０２５年）１月３０日（木）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　競争入札参加資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5)　入札参加資格の有効期間
　入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和９年（２０２７年）３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
　(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和８年（２０２６年）９月１日から令和８年（２０２６年）１０月３１日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第７号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）１月２１日

熊本県警察本部長　宮内　彰久

１　競争入札に付する事項
⑴　業務の名称
令和７年度（２０２５年度）・８年度（２０２６年度）・９年度（２０２７年度）熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託
⑵　業務に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部交通部運転免許課庶務係（運転免許センター２階）
郵便番号　８６９－１１０７　熊本県菊池郡菊陽町辛川２６５５番地
⑶　業務委託の内容
「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託仕様書」及び「特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）による。
⑷　委託期間
令和７年（２０２５年）４月１日（火）から令和１０年（２０２８年）３月３１日（金）まで
⑸　履行場所
熊本県菊池郡菊陽町辛川２６５５番地
熊本県運転免許センター
⑹　入札方式
この入札は紙入札案件である。
⑺　入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額（契約期間が３年間であるため、３年間の合計金額）とする。落札決定に当たっては、入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
⑻　仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用する。
⑼　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
⑽　低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の⑴から⑹までに定める条件の全てを満たす者であること。
⑴　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理（庁舎清掃）」に登録されているものであること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３⑶の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和７年（２０２５年）１月３０日（木）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
⑷　過去２年間のいずれかの年に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃延床面積が９千平方メートル以上（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内にある建物に係る契約で、１件の契約であることに限る。）の実績がある者であること。
⑸　次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。
※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県警県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　２(4) に係る履行証明書及び契約書の写し等
ウ　２(5) に係る役員等一覧
(2)　提出方法
(1)アからウに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和７年（２０２５年）２月６日（木）午後５時まで（持参の場合は熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）
(4)　提出先
１(2) の入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4　契約実績届等の提出
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、取得する入札説明書別添資料２の「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」、別添２の「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る提出書類」（以下「提出書類一覧」という。）の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を次の期日までに提出すること。
(2)　提出方法及び提出先
(1) に掲げる提出書類を書面で１(2) の入札・契約担当部局に(3) の提出期限まで（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期限
令和７年（２０２５年）２月６日（木）午後５時まで（持参の場合は熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）

5　入札手続等
(1)　入札説明書等に対する質問書の受付等
ア　受付期間
１(2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和７年（２０２５年）２月６日（木）午後５時まで受け付ける。
なお、受付期間以外の質問及び指定された提出方法によらない質問は一切受け付けない。
イ　提出方法
入札説明書の別紙「質問書」により持参、郵送（書留郵便に限る。）又はファックスすること。
なお、表題は「熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託に対する質問」とする。
ウ　質問に対する回答時期及び期限
質問の都度、回答する。
また、質問の最終回答については、令和７年（２０２５年）２月１４日（金）午後５時までとする（回答は、全入札参加資格確認申請者に通知する。）。
(2)　入札説明書等の交付及び閲覧に関する事項
ア　交付及び閲覧場所
１(2) の入札・契約担当部局で交付又は入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報に掲載する。
イ　交付及び閲覧期間
公告の日から令和７年（２０２５年）３月６日（木）まで行う（交付は熊本県の

休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。）。

(3)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年（２０２５年）３月６日（木）午前１０時

イ　場所

熊本県菊池郡菊陽町辛川２６５５番地

熊本県運転免許センター

(4)　入札書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）を(3) アの日時に(3) イの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和７年（２０２５年）３月５日（水）（必着）までに１(2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(5)　開札の方法及び日時等

開札は、(3) アの日時に当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イの場所で開札を行うものとする。

(6)　入札の回数及び再入札

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は再入札を行う。

なお、書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(7)　入札の無効

次のア又はイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(8)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は５(3) の入札期間内とする。

１(2) の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額の単位の誤り

(9)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(10)　落札候補者の決定

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(11)　提出書類一覧に掲げる提出書類（４の提出書類を除く。）の提出方法

落札候補者は、提出書類を次の期日までに提出すること。

ア　提出期限

令和７年（２０２５年）３月６日（木）午後５時まで

イ　提出方法及び提出場所

提出書類を１(2) の入札・契約担当部局に持参すること。ただし、持参できないときは、令和７年（２０２５年）３月５日（水）午後５時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

(12)　落札者の決定方法

落札候補者を次の方法により総合評価し、落札者を決定する。

ア　提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、落札者決定基準及び評価基準（入札説明書別添資料２の別添１）の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ５０点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。

イ　入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超える場合は、低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を最高点（５０点）に乗じて算出（小数点以下切捨て）して評価点を与える。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者としない。

ウ　品質評価点と価格点の合計点数が、最も高い者を落札者とする。
エ　品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が２者以上あるときは、品質評価点が最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が２者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。
なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
オ　本入札は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、アからエまでにより落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。

⒀　入札保証金
免除する。

6　契約について

(1)　契約書の作成の要否
要

(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　⑶の申出期限
イ　提出場所　１(2)の入札・契約担当部局

7　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8　問合せ

(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。
熊本県警察本部交通部運転免許課庶務係（運転免許センター２階）
電話番号　０９６－２３３－０１１０（内線３１１）
ファックス番号　０９６－２３３―２２２７
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

9　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1)　Name and Content of Consignment
Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Driver’s License Center Buildings, dating from fiscal year 2025 to fiscal year 2027.

(2)　Date and Place for tender
Date: 10:00 a.m. on 6 th March 2025
Place: Kumamoto Driver’s License Center

(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Driver’s License Center
Address:2655,Karakawa Kikuyo Town Kikuchi Country,Kumamoto Prefecture, 869-1107, Japan
Phone: 096-233-0110 (Ext. 311)

(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen